

国家資格化の経緯と動向報告

野島一彦

(日本心理臨床学会理事長)

①半世紀前の日本臨床心理学会 による国家資格化の動き

- 1964年：心理の国家資格化をめざして日本臨床心理学会を設立
- 1968年：第5回大会で、誰のための資格化かといった議論がされ大会が紛糾。学会運営がその後混乱
- 1970年前後：資格推進派の多くが退会
- 1971年：学会改革委員会による運営の開始

②国家資格化をめざして 日本心理臨床学会設立

- 1970年前後から10数年は国家資格化の動きは潜伏
- 学会設立の数年前から心理臨床家の集い
- 1982年：資格推進派が国家資格化をめざして日本心理臨床学会を設立

③国家資格化の一階梯として 民間資格「臨床心理士」を認定

- 1988年：国家資格化がなかなか進まないことから、一階梯として民間資格「臨床心理士」を認定する日本臨床心理士資格認定協会（現在の公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会）が設立される
- 設立母体：日本心理臨床学会を筆頭に16の心理学関係学会
- 認定協会は、20年余に亘って、28,000人以上の臨床心理士を世に送り出してきた

臨床心理士関係4団体

- 一般社団法人 日本心理臨床学会
(1982年設立: 会員約2万7千人 / 理事32名)
- 公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会
(1988年設立: 会員はなし / 理事15名)
- 一般社団法人 日本臨床心理士会
(1989年設立: 会員約1万8千人 / 理事21名)
- 日本臨床心理士養成大学院協議会
(2001年設立: 会員校約160大学院 / 理事13名)

* 2009年より、国家資格化をめぐり4団体会談をこれまで13回開催

④二資格一法案の頓挫

- 2005年：＜臨床心理士＞と＜医療心理師＞の国家資格化がめざされ骨子案も策定されるが、諸般の事情（医療側の反対等）があり、法案提出に至らず
- * 臨床心理職国家資格推進連絡協議会
（推進連）
- * 医療心理師国家資格制度推進協議会
（推進協）

⑤『三団体要望書』に端を発した 心理職の国家資格化の動き

- 2009年：三団体会談がスタート（日本心理学諸学会連合＝日心連が、推進連と推進協に呼びかけ実現）
- 2011年：三団体は「心理職に国家資格を」と題する『三団体要望書』を発信
- 要望事項：資格の名称、資格の性格、業務の内容、他専門職との連携、受験資格

⑥『公認心理師法案』の国会提出

- 2012年：超党派の院内集会
- その後、自民党、民主党の議員連盟の設立
- 2014年6月16日：『公認心理師法案』の国会提出
- 2014年6月18日：国会(衆議院文部科学委員会)で『公認心理師法案』の主旨説明

公認心理師法案概要：一 目的

公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

公認心理師法案概要：二 定義

「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- ①心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ②心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

公認心理師法案概要：三 試験

公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣が公認心理師試験を実施する。受験資格は、以下の者に付与する。

①大学において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において主務大臣指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等

②大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等

③主務大臣が①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者

公認心理師法案概要：四 義務

- 1 信用失墜行為の禁止
- 2 秘密保持義務(違反者には罰則)
- 3 公認心理師は、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならない。

公認心理師法案概要：五 名称使用制限

公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。(違反者には罰則)

公認心理師法案概要：六 主務大臣

文部科学大臣及び厚生労働大臣

公認心理師法案概要：七 施行期日

一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

公認心理師法案概要：八 経過措置

既存の心理職資格者等に係る受験資格等について、所要の経過措置を設ける。

今後の問題・課題

- ①医師の指示
- ②経過措置
- ③試験・登録機関
- ④カリキュラム・試験科目
- ⑤資格法制化後の職能団体

日本心理臨床学会の理事会決定

本学会は「公認心理師法案」に賛成
です

「公認心理師法案に賛成した上で、法律の専門
家と相談しながら、国民および本学会の会員
が不利にならないような法案の具体化に向けて
働きかけていく」

(2014年6月21日)

日本臨床心理会の理事会決定

「公認心理師法案」の早期成立を要望します

「一般社団法人日本臨床心理士会は、平成 26 年 6 月 16 日付で国会に提出された公認心理師法案(第 186 回国会、衆法第 43 号)を支持し、来たる国会での早期成立を要望する」

(2014年7月26日)

三団体の要望書2

『公認心理師法案』の早期成立を要望します

「私どもは秋の臨時国会での法案成立を切に願っております。関係各位様のご尽力・ご協力で、是非この法案を成立させていただきましますよう、どうぞよろしくお願い致します。」

(2014年8月10日)